

富山県農業共済組合 (NOSAI とやま)

1. 富山県の概要

日本列島の中央北部に位置する富山県は、北方に日本海（富山湾）、他の三方を山脈等で区切られております。東の新潟県境は難所で知られる親不知、南東に跨る岐阜・長野県境には飛騨山脈（北アルプス）、西の石川県境には宝達丘陵や倶利伽羅峠と、急峻な山々に囲まれています。

県南の岐阜県境山間部に「白川郷・五箇山の合掌造り集落」として世界遺産（文化遺産）に登録されている五箇山が、南東部は山岳信仰で有名な立山連峰に、山岳観光ルートの「立山黒部アルペンルート」・「雪の大谷」、日本で唯一『氷河』が現存する所でもあります。

富山湾は「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟しており、国際拠点港湾の伏木富山港は、北陸工業地域や環日本海貿易の拠点にもなっています。魚津、滑川、氷見の各漁港では豊富な海産物が水揚げされ、魚津から滑川の沖合にかけて「ホタルイカの群雄海面」や「蜃気楼の見える海岸」でも有名です。

海岸越しに3,000m級の山々が連なる立山連峰。これらを眺める事が出来る「雨晴海岸」^{あまほらし}。これも「巨大な天然ダム」と呼ばれる山々から、水深1,000mを超え「天然のいけす」と呼ばれる深海の富山湾を抱くように扇状地

が広がり、富山市を中心に半径50kmと、コンパクトでまとまりの良い地形だからこその特徴です。

「天然の巨大ダム」と言われる立山連峰からは、一年を通じ豊富で綺麗な水が生まれ、水力発電や農業用水など、多目的に利用されており、産業を支える重要な資源にもなっています。

県の南東部には日本一深いV字型の峡谷を持つ黒部峡谷が、人々を寄せつけない険しい自然環境で広がっています。

黒部峡谷は、黒部市の黒部川中流～上流にある峡谷で、飛騨山脈北部を立山連峰と後立山連峰に分断する大規模な峡谷であり、国の特別天然記念物（天然保護区域）及び特別名勝にも指定され、清津峡（新潟県）、大杉谷（三重県）と共に日本三大渓谷として、秘境百選の一つにも挙げられています。



雨晴海岸



ホタルイカ

2. 富山県農業の特徴

全国的に農業従事者の減少と高齢化が進むなか、本県においても「認定農業者」や「集落営農組織」など担い手農家への農地集積は進み、「とやま農業経営モデル⇒水稲・麦・大豆、園芸、6次産業化などを組合せ、年間を通じて所得と人材を確保する経営モデル」を目指しています。農事組合法人の数は全国一で、自給的農家や小規模な販売農家などで構成され、地域農業と環境保全の担い手となっています。農家の兼業率は高く、そのうち第

2種兼業農家が占める割合も全国トップクラスで、農業で利益を得ることより、先祖伝来の優良農地を維持することを優先に、農外収入を得ながら農業を継続する個人農家や、機械共同利用グループも数多く存在しています。

このことは、本県が日本海側最大の工業集積地で北陸工業地域の中核であることや、北陸経済の重要な拠点として電気・ガスなどのライフラインや銀行の本店があり、農業者が他産業への就業に不自由しないことも背景に

あると考えられます。農業生産は、豊富な水資源に恵まれ、耕作地における水田率、稲作単一経営の割合、農産物別産出額のコメの割合は、いずれも全国1位となっています。

平成30年（2018）に、富山県は15年の研究期間を要して、高温にも強い新品種ブランド米「富富富（ふふふ）」をデビューさせております。全国一の種もみ出荷県であり、水田転作としての「六条大麦・



大豆」の生産は盛んですが、近年は伸び悩みの傾向が見られ、野菜類の販売額は全国最下位で、農業算出額は下位に留まっています。一部の地域では、園芸作物の「1億円産地づくり」を目指し、「玉葱」や「白ネギ」などの生産振興に加え、チューリップ球根やハトムギは国産有数の産地であり、ペットボトルの「はとむぎ茶」の製造や、美肌効果等に着目したハトムギ商品を開発するなど6次産業化や医福食農連携に取り組んでいます。

3. 富山県農業共済組合の概要

- 所在地：富山県富山市安養寺 340 番地 1
- 電話番号：076-461-5333（代表）
- 理事：16名
- 監事：3名
- 総代：274名
- 損害評価会委員：63名
- 職員：109名
（令和5年6月1日現在）



NOSAI とやま

4. 富山県農業共済組合の活動

当組合は平成26年4月に1市、1事務組合、2組合の4組合等が統合し県域組合に、同年5月に連合会の権利業務を承継し、本所・1家畜診療所・4地域センター・1事務所の体制で特定組合の業務をスタートしました。

特定組合の設立に伴い、公営の多くの職員（公務員）が、一斉に市町へ帰還異動となり、職員数は統合前の8割までに激減、業務は多忙を極めることとなり、臨時職員や既退職者などの雇用により人員の確保を行い業務の合理化と改善への取り組みが行われました。

平成30年4月、「農業災害補償法」から「農業保険法」に改正施行され、現在運営する農業保険事業については、従来の「農業共済制度」に加え、農業経営全体を下支えする「農業経営収入保険制度（以下、収入保険）」が新たにスタートし、国の安全保障ともいえる食料の安定供給に資することとなりました。

組合は目標必達に向け、行動スローガン

の『より身近に、より丁寧に、農家のもとへ』を実行し、「顧客リストの精度向上」、「ターゲットを明確化した説明会」、「関係機関との連携」、「県・市町村への支援要請」などこれらの加入推進を組み合わせながら、基本的な働く環境・体制の整備を行っています。

近年、全国規模で観測史上初という異常気象が常態化しており、人知の想定をはるかに超える災害により地域農業や人々の暮らしが脅かされています。

世界的に広がる気象変動問題や、食料安全保障の見地からも、NOSAIへの期待と重要性は益々高まっていると思います。

今後は、農業保険における収入保険や資産共済でのカバー率を更に上げていく事が責務で、職員のモチベーションと、使命感を高め、農業者のあらゆるリスクに備えられるセーフティネットの完成に向けて邁進いたします。